

【保育施設・学童保育所】

認定事由一覧表

認定事由	基準	認定機関	添付書類
就労	保護者が金銭が伴う毎月4 8 時間以上の就労（手伝いは除く）をしていること。	事由に変更があるまで	・就労証明書 ・開業届、確定申告書など（※1）
妊娠・出産	母親が妊娠中または出産後間もないこと。	5 か月（出生予定月とその前後2 か月）	・母子健康手帳の表紙 ・母子健康手帳の出産予定日が確認できるページ
疾病・障害	保護者が病気、負傷、心身の障害などを有していること。	事由に変更があるまで	・診断書、手帳など
介護等	保護者が親族を常時介護していること。	事由に変更があるまで	・診断書、手帳など
災害復旧	保護者が災害の復旧にあたっていること。	事由に変更があるまで	・り災害証明書など
求職活動	保護者が求職活動を行っていること。	入所してから3 か月まで（※2）	・就労誓約書
就学	保護者が学校に在学していること。	事由に変更があるまで	・在学証明書、学生証、合格証明書など
虐待・DV	保護者が虐待またはDVを受けているまたはその恐れがあること。	事由に変更があるまで	・虐待・DVの事実が確認できる書類
育児休業（※3）	保護者が育児休業を取得していること。	事由に変更があるまで	・育児休業期間が記載された就労証明書
その他	上記に類するものとして、町長が認める場合。	事由に変更があるまで	・町長が必要と定めた書類

※1：内職、法人化していない自営業のかたは、提出してください。

※2：認定期間中に、就労し、就労証明書の提出がない場合は、退所となります。

※3：育児休業の取得前から保育施設を利用していた子どもにおいて、町長が児童福祉の総合的判断から保育が必要と認めた場合に認定されます。